

『「地域自治・住民自治、地域協議会、総合事務所」への提言』に対する対応状況

提言内容	取組状況等	
	令和5年7月4日時点 【総務常任委員会所管事務調査資料】	令和7年3月時点
	地域自治推進プロジェクトでの検討状況	内容
1. 地域自治・住民自治のあり方への提言		
1-1 今一度上越市の自治体憲法「上越市自治基本条例」に立ち返る事		
<p>上越市自治基本条例には自治のあり方や役割が明言されている。加えて「市民が身近な課題を主体的にとらえ、自ら考え、その解決に向けた地域の意見を決定し、これを市政運営に反映するための仕組みを整え」その仕組みが地域自治区であると規定されている。私たちはこの自治体憲法を根拠にして、地域自治区制を維持しながら運用する方法を再検討しなければならない。</p> <p>その際大切な視点は、情報共有の原則、市民参画の原則、協働の原則、多様性尊重の原則という自治の基本原則であることは言を俟（ま）たない。</p>	<p>【現在の取組等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市政運営においては、自治基本条例に規定する自治の基本原則に則った上で各種の取組を実施している。 <p>【今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域自治区制度の今後の在り方については、地域自治推進プロジェクトの下、地域自治の仕組みの強化に向けて地域の団体等へのヒアリングや意見交換等を通じ、検討していく。 	<p>対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市政運営においては、自治基本条例に規定する自治の基本原則に則った上で各種の取組を実施している。 ・都市内分権の仕組みとして導入した地域自治区制度の運用を基本とし、地域住民が地域の維持や振興に向けて、的確に課題を把握し、対策を決定し、課題を解決できる状態を目指し、地域自治区制度の構成要素である区域や地域協議会、地域の活動を活性化するための財源支援の仕組みなどの在り方について、地域自治推進プロジェクトの下で検討している。
1-2 地域自治・住民自治の実現へ抜本的にシステムのあり方を検討する事		
<p>上越市自治基本条例にある「市民が身近な課題を主体的にとらえ、自ら考え、その解決に向けた地域の意見を決定し、これを市政運営に反映するための仕組みを整える」という本来の目的を実現する為、抜本的にシステムのあり方を検討する。システムとは端的に言えば、権限、予算、執行のあり方である。</p> <p>その要となるのは地域協議会であると考え。地域協議会については、「2. 地域協議会のあり方への提言」で論ずる。</p>	<p>【現在の取組等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算、執行に関しては、地域課題の解決と地域の活性化に資する地域の実情に合った取組を実現するため、令和5年度から地域独自の予算事業を導入した。 <p>【今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域自治区制度の今後の在り方については、地域自治推進プロジェクトの下、地域自治の仕組みの強化に向けて地域の団体等へのヒアリングや意見交換等を通じ、検討していく。 	<p>対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域自治の活動を活性化するための財源支援の仕組みとして、「地域自治区単位で事業を決めて実行につなげる際の財源支援の仕組み」と「各種団体が行う多様な市民活動を支援するための公募型補助制度」の2つを創設することを考えている。

提言内容	取組状況等		
	令和5年7月4日時点 【総務常任委員会所管事務調査資料】	令和7年3月時点	
		地域自治推進プロジェクトでの検討状況	内容
1-3 それぞれの区の地域計画の策定を目指す事			
<p>いま必要なことは、28区それぞれの歴史や伝統、その地域の特性を活かした持続可能なまちづくりであり、地域のあるべき姿の計画である。行政は、各々の地域協議会、町内会やその他の団体と協力し、地域の方向を共有する地域計画の策定を目指す事。</p> <p>「2. 地域協議会のあり方への提言」でも同様の提案を行っている。</p>	<p>【現在の取組等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市では、自治基本条例の規定に基づいて市政運営の総合的な指針として総合計画を策定するとともに、各課等が所管する取組の目的に応じた各種計画を策定・運用している。 ・なお、各地域協議会において地域の活力向上に向けた議論を進めるに当たり、委員間、地域協議会と市の認識の共有を図るとともに、市の取組の企画の参考とするため、「地域活性化の方向性」を作成いただくよう、地域協議会へ依頼した。 ・各地域協議会においては、地域との意見交換やアンケート等によって地域の声を集約しながら順次作成している。（令和6年1月に全28区作成済み） <p>【今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域自治に関する地区ごとの計画の策定については、地域自治推進プロジェクトの下、地域自治の仕組みの強化に向けて地域の団体等へのヒアリングや意見交換等を通じ、その必要性も含めて検討していく。 	<p>一部対応 （市が地域計画を策定するという考えはない）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域自治区として目指す姿とその実現に向けた方策を盛り込み、地域で話し合いや実行を進めていく上での基本的な考え方となる「地域ビジョン」を地域協議会が主体となって策定することを考えている。
1-4 地域が参画する予算づくりを検討する事			
<p>地域内の要望を集め、地域で話し合っ「地域要望」とし、それに基づいて行政が予算提案、議会の議決を経て、行政が執行するという、地域も参画する地域予算づくりを検討する。</p>	<p>【現在の取組等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域課題の解決と地域の活性化に資する地域の実情に合った取組を実現するため、令和5年度から地域独自の予算事業を導入した。 ・地域独自の予算事業では、地域の団体等と市が話し合い、一緒になって取組を練り上げることとし、話し合った結果として、実施主体を地域の団体又は市とした上で、予算案として議会の議決を経る仕組みとした。 <p>【今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域独自の予算事業に基づく取組の実施状況等を踏まえた上で、必要に応じて運用の改善を行う。 	<p>対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域が主体的に検討・決定した地域課題の解決策等を柔軟に実行につなげるため、「地域自治区単位で事業を決めて実行につなげる際の財源支援の仕組み」を創設することを考えている。あわせて「各種団体が行う多様な市民活動を支援するための公募型補助制度」の創設も考えている。

提言内容	取組状況等	
	令和5年7月4日時点 【総務常任委員会所管事務調査資料】	令和7年3月時点
	地域自治推進プロジェクトでの検討状況	内容
1-5 自治区単位のあり方を検討する事		
<p>所謂合併前上越市では、昭和の大合併時の町村単位に近い自治区設定を行った結果15区に分割された。その明確な理由付けが希薄である。</p> <p>また所謂13区は平成16年までの町村単位に従ったものであるから不自然ではないが、自治区単位での主体性の維持が次第に困難となっている。</p> <p>そうしたことから、果たして現在の自治区設定がこれからも相応しいものであるか、早急に検討する必要があると考える。</p> <p>これから先も28区を維持していくなら、その明確な存在理由を明らかにすべきであるし、自治区の再編等を行うのであれば、大方の市民が納得するまで議論を尽くし実行されなくてはならない。</p> <p>地政学観点から、地域自治区を中規模モデルにブロック化すべきという意見もあった。それぞれに支所を置き、権限と責任を持つ旧町村長並みの統治権能を持つ副市長を充て、地域経営を行う態勢を整え、中規模合併に近い機能を持った市政運営を担う体制に改善するという具体的な提案である。</p> <p>市のガバナンスそのものに係る事であり、ここではそういう意見があったと記すに留める。</p>	<p>【現在の取組等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の区域は、地域に暮らす市民が課題を共有し、解決するために相互に取り組むことができる身近な地域であり、合併前上越市の区域は、「日常生活の中で、課題や問題意識を相互に理解し共有することができる範囲」、「人と人とのつながりがあり、安心感や共感、帰属感が創出でき、協力的な行動が広がっていく範囲」、「地縁団体等のまとまりや、具体的な活動等が行われている範囲」を基本として設定された経緯がある。 <p>【今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区域の在り方については、少子高齢化等による人口減少に伴い、地域自治区単位での主体性の維持が困難になっていくことも想定しながら、地域自治推進プロジェクトの下、地域自治の仕組みの強化に向けて地域の団体等へのヒアリングや意見交換等を通じ、検討していく。 	<p>対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の区域は、地域に暮らす市民が課題を共有し、解決するために相互に取り組むことができる身近な地域であり、合併前上越市の区域は、「日常生活の中で、課題や問題意識を相互に理解し共有することができる範囲」、「人と人とのつながりがあり、安心感や共感、帰属感が創出でき、協力的な行動が広がっていく範囲」、「地縁団体等のまとまりや、具体的な活動等が行われている範囲」を基本として設定された経緯がある。 ・住民が地域の状況を理解し共有することができ、住民同士のつながり、安心感や共感、帰属感があり、相互に協力的な行動ができる身近な地域として、現在の区域の維持を基本とすることで、地域自治推進プロジェクトの下で検討している。

提言内容	取組状況等		
	令和5年7月4日時点 【総務常任委員会所管事務調査資料】	令和7年3月時点	
		地域自治推進プロジェクトでの検討状況	内容
2. 地域協議会のあり方への提言			
2-1 地域協議会は存続、その権限を維持する事			
<p>現行の地域自治区制度の継続を前提に、地域協議会を存続させる。 「自主的審議による意見書提出」と「市長からの諮問への答申」の権限を維持する。</p>	<p>【現在の取組等】 ・現行の地域自治区制度による地域協議会の設置及びその権限を維持し、令和6年4月の委員改選を実施する。</p> <p>【今後の対応】 ・地域協議会の今後の在り方については、地域自治推進プロジェクトの下、地域自治の仕組みの強化に向けて地域の団体等へのヒアリングや意見交換等を通じ、検討していく。</p>	対応	<ul style="list-style-type: none"> ・地域協議会を継続することを基本とし、委員の選任方法を団体推薦と公募によることとすることを考えている。 ・また、権限として諮問に対する答申と自主的な審議を維持するとともに、地域ビジョンの作成を加えることを考えている。
2-2 地域活動支援事業を廃止する事			
<p>地域活動支援事業の審議は本来の地域協議会の役割とは違うとともに、地域住民に責任を負わせる仕組みであることから、速やかに廃止する。 継続する場合、行政はこれまで表面化した問題点をしっかり分析するとともに、支援対象とする活動、採択基準などについて検討する事。</p>	<p>【現在の取組等】 ・地域活動支援事業は、地域の団体の活動に対する補助であり受け身の性格が強いこと、地域協議会から同事業の審査等の一連の作業に時間を要することで自主的審議に集中できないといった意見もあったことから、令和4年度末をもって廃止した。</p> <p>【今後の対応】 ・なし</p>	対応	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援事業は、令和4年度末をもって廃止した。
2-3 自主的審議を優先的に行う事			
<p>地域協議会は、地域住民との意識共有を図り、地元の課題を集約し、自主的審議を進めて自治区のやるべき事業を示す意見書を市長に提出する。</p>	<p>【現在の取組等】 ・令和4年度末をもって地域活動支援事業を廃止し、地域協議会が自主的審議により集中できる環境を整えた。</p> <p>【今後の対応】 ・なし</p>	対応	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度末をもって地域活動支援事業を廃止し、地域協議会が自主的な審議に集中できる環境を整えた。

提言内容	取組状況等	
	令和5年7月4日時点 【総務常任委員会所管事務調査資料】	令和7年3月時点
		地域自治推進プロジェクトでの検討状況
2-4 地元の課題を集約する仕組みをつくる事		
<p>地域課題の解決や目指す地域のまちづくりに関し、地域協議会は地域に入って多様な意見を吸い上げる機能を持つ事。市民、町内会組織、住民組織、各種団体等、総合事務所及びまちづくりセンターと連携を図る仕組みを作り、地域まちづくりの協働の要とならなくてはならない。</p> <p>なお、他にも以下の提案があった事を併記する。</p> <p>○現在の「地域協議会」と「住民自治組織」を合体し、一定の運営資金を持つ各自治区「住民コミュニティ組織」へ移行させる。</p> <p>○現行の地域協議会制度は廃止し、新たに住民自治意識に根差した「(仮称)自前のまちづくり協議会」に改変する。</p> <p>○地域協議会を各地区にある「まちづくり振興会」に組み入れ、「まちづくり振興会」を地域振興の統括機関とする。</p>	<p>【現在の取組等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地域協議会では、自主的審議の過程において、地域の団体との意見交換や住民アンケート等により、地域の多様な意見を拾い上げて議論を進めている。 ・令和6年4月の委員改選に向けて、地域の多様な意見を把握し、議論に反映させる方策について先行検討する。 <p>【今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域協議会の今後の在り方については、地域自治推進プロジェクトの下、地域自治の仕組みの強化に向けて地域の団体等へのヒアリングや意見交換等を通じ、検討していく。 	<p>対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の課題解決に向けて、これまで以上に地域の多様な意見を的確に把握して対策を考え、決定し、実行につなげることができるよう、委員の選任方法を団体推薦と公募によることとすることを考えている。
2-5 それぞれの区の地域計画の策定を目指す事		
<p>28区それぞれの歴史と伝統やその地域の特性を活かし維持発展させていく必要がある。地域協議会等にしかるべき権限を付与し、地域住民の声を聞いてそれぞれの区の地域計画を作成できるようにする。</p> <p>市は、地域計画の実現に向けた支援を行うが、その前提として地域協議会等の意見を聴く事。</p>	<p>【現在の取組等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市では、自治基本条例の規定に基づいて市政運営の総合的な指針として総合計画を策定するとともに、各課等が所管する取組の目的に応じた各種計画を策定・運用している。 ・なお、各地域協議会において地域の活力向上に向けた議論を進めるに当たり、委員間、地域協議会と市の認識の共有を図るとともに、市の取組の企画の参考とするため、「地域活性化の方向性」を作成いただくよう、地域協議会へ依頼した。 ・各地域協議会においては、地域との意見交換やアンケート等によって地域の声を集約しながら順次作成している。(令和6年1月に全28区作成済み) <p>【今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域自治に関する地区ごとの計画の策定については、地域自治推進プロジェクトの下、地域自治の仕組みの強化に向けて地域の団体等へのヒアリングや意見交換等を通じ、その必要性も含めて検討していく。 	<p>対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域自治区として目指す姿とその実現に向けた方策を盛り込み、地域で協議等を行っていく上での基本的な考え方となる「地域ビジョン」を地域協議会が主体となって策定することを考えている。

提言内容	取組状況等		
	令和5年7月4日時点 【総務常任委員会所管事務調査資料】	令和7年3月時点	
		地域自治推進プロジェクトでの検討状況	内容
2-6 公募公選制による地域協議会委員の選出方法を検討する事			
<p>公募公選制を維持しつつ、「自薦・他薦制」の導入を検討する。</p> <p>民意をまとめ、協議し、決定する組織をつくるためには、準公選制のあり方をさらに考える必要がある。</p> <p>公募に際し、一般住民のみでなく住民組織、地域活動団体、町内会、PTAやNPOなどの自薦・他薦を条件とする選出方法を検討する。</p> <p>委員候補者が定数を超えた場合の公選規定等（不足補充、任命権など）は変更しない。</p>	<p>【現在の取組等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当面は現行の制度を維持する。 <p>【今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域協議会の今後の在り方については、地域自治推進プロジェクトの下、地域自治の仕組みの強化に向けて地域の団体等へのヒアリングや意見交換等を通じ、検討していく。 	<p>対応しない</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・委員の選任方法を「団体からの推薦」と「公募」によることとし、団体については、地域の状況に応じて、地域コミュニティ（住民組織、町内会）を始め、若者、女性、子ども、福祉、農林業や商工業、観光、文化などの分野を想定している。 ・公募委員の選任については、選任投票は行わず、書類審査によって決定することを考えている。
2-7 幅広い世代、女性の参画を図る事			
<p>まちづくりの当事者はあくまで地域の住民という視点からも、幅広く人材を得る必要がある。地域協議会委員は、地域や男女比、年齢等も考慮した多様性を保障した構成にするべきである。依って行政の責任において、委員の多様性を図る。</p> <p>クォーター制の導入についても研究する事。</p>	<p>【現在の取組等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年4月の委員改選に向けて、地域の多様な意見を把握し、議論に反映させる方策について先行検討する。 <p>【今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域協議会の今後の在り方については、地域自治推進プロジェクトの下、地域自治の仕組みの強化に向けて地域の団体等へのヒアリングや意見交換等を通じ、検討していく。 	<p>対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・選任に当たっては、年齢、性別のバランスを考慮し、推薦又は応募の条件を設けるなどの工夫を検討する。
2-8 行政のサポートのあり方を明確化する事			
<p>地域協議会の自主性を重んじながら、それを支える行政のサポート体制を強化する。</p>	<p>【現在の取組等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合事務所とまちづくりセンターが地域協議会の事務局として、会議の開催や研修の実施、意見交換の調整等の事務を担っている。 <p>【今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合事務所とまちづくりセンターの今後の在り方については、地域自治推進プロジェクトの下、地域自治の仕組みの強化に向けて地域の団体等へのヒアリングや意見交換等を通じ、検討していく。 	<p>対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総合事務所及びまちづくりセンターの在り方については、地域協議会等の他の検討項目の在り方に応じて必要な体制を整えていくこととしているが、まずは地域の団体等とのかかわる機会を十分に確保するとともに、地域課題の解決に向けて適切な支援を行うことができるよう、集落づくり推進員の配置を拡充することを考えている。

提言内容	取組状況等		
	令和5年7月4日時点 【総務常任委員会所管事務調査資料】	令和7年3月時点	
		地域自治推進プロジェクトでの検討状況	内容
2-9 地域協議会委員のスキル向上を図る事			
<p>地域協議会委員がその地域の代弁者であるためには、地域に入って常に声なき声を聞き、課題を見出し、理論構築し、議論を尽くせる能力をさらに身につけていただきたい。</p> <p>委員のスキル向上の為、講習や研修、視察などの機会を、予算付けも含み明確に担保する。また、会長を対象としたリーダー研修を行う事も求める。</p>	<p>【現在の取組等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状では、地域協議会が地域の課題解決のための議論を行う上で必要な知識や情報を得たり、共通認識を持ったりするための研修の実施を可能としており、各地域協議会において自主的に研修が実施されている。 <p>【今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域協議会の今後の在り方については、地域自治推進プロジェクトの下、地域自治の仕組みの強化に向けて地域の団体等へのヒアリングや意見交換等を通じ、検討していく。 	対応	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年5月の委員改選を契機とし、より充実した地域協議会の運営に向け、正副会長を対象としたファシリテーション研修を実施したほか、地域協議会ごとに話し合いのスキルアップ研修を実施している。
2-10 地域協議会委員への費用弁償等のあり方を検討する事			
<p>地域協議会は自分たちのまちを自分たちでつくるための組織である。したがって報酬というかたちではなく、あくまでボランティアであることが望ましい。しかし現行の費用弁償は少なすぎるとい声もある。</p> <p>費用弁償のあり方、交通費及び調査研究費等のあり方を検討する事。</p>	<p>【現在の取組等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・費用弁償については、会議等の出席に伴う移動に係る経費として定額を一律で支給している。 <p>【今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査研究費等の在り方については、地域自治推進プロジェクトの下、地域自治の仕組みの強化に向けて地域の団体等へのヒアリングや意見交換等を通じ、検討していく。 	対応	<ul style="list-style-type: none"> ・地域協議会委員という身分を持つことに伴い、事前の調査や研究、各種会合への参加などの日常的な活動が生じることに係る基本的な性格を持つものとして、年額報酬を支給することを考えている。 ・費用弁償については、会議等の出席に伴う移動に係る経費（交通費相当額）として支給を継続することを考えている。
2-11 議会との協働を図る事			
<p>全市的的案件については市議会が責任をもって審議するが、市民や地域の声をしっかり受け止めることが重要である。その為地域協議会が自主的審議をした意見書は市議会も受け取れる仕組みとする。</p> <p>また地域協議会が自主的審議で全市的的案件を審議した場合は、議会へ意見要望書を提出できる仕組みとする。</p>	<p>【現在の取組等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状では、市議会からの要請を受け、諮問に対して附帯意見のついた答申や意見書、これに対する市からの通知等については、市から市議会へ情報提供している。 <p>【今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なし 	対応しない	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、市議会からの要請を受け、意見書や諮問に対して附帯意見のついた答申などは、市から市議会へ情報提供している。 ・地域協議会は市長の附属機関であり、市長と市議会との関係性（二元代表制の下で相互に独立）の観点から、地域協議会から市議会に対して直接、意見や要望を行うことは考えていない。

提言内容	取組状況等	
	令和5年7月4日時点 【総務常任委員会所管事務調査資料】	令和7年3月時点
		地域自治推進プロジェクトでの検討状況
2-12 複数の自治区に跨る市政運営のあり方を検討する事		
<p>上越市の地域自治・住民自治が目指しているものは、地域の自主自立であり、主体者である住民や地域による「地域主権（住民主体）」のまちづくりである。</p> <p>だが人口減少が進む中、公共施設の配置、学校経営など、人口の少ない区では厳しい状況になってきているところがあり、いかに地域を維持していくかが喫緊の課題となってきた。区を超えた一定のエリアによる市政運営の在り方の検討をしなければならぬ。</p> <p>28ある地域自治区を地政学的にまとめる所謂ブロック化を検討するべきであるという意見があったことを記す。</p>	<p>【現在の取組等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全市的な公共施設の適正配置を計画的に進めるとともに、教育委員会が所管する小中学校に関しては、児童生徒の望ましい学習環境の確保のため、区域を越えた統合の議論が進んできている。 <p>【今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区域の今後の在り方については、地域自治推進プロジェクトの下、地域自治の仕組みの強化に向けて地域の団体等へのヒアリングや意見交換等を通じ、検討していくこととしており、その際には、市政運営の在り方にも留意する。 	<p>対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域自治推進プロジェクトにおいて、地域自治の仕組みの強化に向けて、区域や地域協議会、地域の団体などについて総合的に検討していく中で、提言についても参考とする。

提言内容	取組状況等	
	令和5年7月4日時点 【総務常任委員会所管事務調査資料】	令和7年3月時点
	地域自治推進プロジェクトでの検討状況	内容
3. 総合事務所のあり方への提言		
3-1 13区の総合事務所の機能集約及び機能分担を図る事		
<p>13区の総合事務所のあり方を、行政サービスの充実と事務所機能の充実、ふたつの観点で再検討し、機能集約及び機能分担を明確にする。</p> <p>(3つの基幹事務所への機能集約) 13区において、柿崎区、浦川原区、板倉区の総合事務所を基幹事務所とし、現在分散している機能のうち、3つの基幹事務所に集めることで行政サービスがより充実しかつスピードアップできるものを機能集約する。</p> <p>3つの基幹事務所を、それぞれ頸北基幹事務所・東頸基幹事務所・頸南基幹事務所と呼称する。</p> <p>ただ災害対策の強化と市民の安心を主目的に行われた産業建設グループの集約は、むしろ地域住民の不安を高めているとの声がある。産業建設グループの集約も含め、真に市民サービスに結びつく集約とは何か、検証かつ検討しなくてはならない。</p>	<p>【現在の取組等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なし <p>【今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合事務所とまちづくりセンターの今後の在り方については、地域自治推進プロジェクトの下、地域自治の仕組みの強化に向けて地域の団体等へのヒアリングや意見交換等を通じ、検討していく。 	<p>一部対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「事務所機能の充実」について、地域協議会等の他の検討項目の在り方に応じて必要な体制を整えていくこととしているが、まずは地域の団体等とかかわる機会を十分に確保するとともに、地域課題の解決に向けて適切な支援を行うことができるよう、集落づくり推進員の配置を拡充することを考えている。 ・3つの基幹事務所への機能集約については、地域自治推進プロジェクトでの検討を踏まえ、行政サービスの提供という観点から必要に応じて検討していく。 ・上記の取組、検討や時代に合った行政サービスの提供方法等を踏まえた中で、各区総合事務所に必要な機能を検討していく。
<p>(13区の地域事務所及び支所の維持) 13区の市民は遍く身近なところで行政サービスを提供してくれる総合事務所であることを望んでいる。</p> <p>総合事務所という名称は、上越市自治基本条例で都市内分権を進める機関として明記されている地域事務所の役割と、行政の支所（出張所）を併せ持つ事から名付けられている。</p> <p>したがって上記のように機能集約を行ったにしても、各区に「地域事務所」を残し、地域事務所プラス支所（出張所）という機能を分担し持ち続けることがふさわしい。</p>	<p>【現在の取組等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なし <p>【今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合事務所とまちづくりセンターの今後の在り方については、地域自治推進プロジェクトの下、地域自治の仕組みの強化に向けて地域の団体等へのヒアリングや意見交換等を通じ、検討していく。 	<p>対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域協議会等の他の検討項目の在り方に応じて必要な体制を整えていくこととしているが、まずは地域の団体等とかかわる機会を十分に確保するとともに、地域課題の解決に向けて適切な支援を行うことができるよう、集落づくり推進員の配置を拡充することを考えている。 ・上記の取組や時代に合った行政サービスの提供方法等を踏まえた中で、各区総合事務所に必要な機能を検討していく。

提言内容	取組状況等	
	令和5年7月4日時点 【総務常任委員会所管事務調査資料】	令和7年3月時点
	地域自治推進プロジェクトでの検討状況	内容
3-2 すべての総合事務所において地域自治・住民自治を支える権能を強化する事		
<p>自治基本条例にある市民と行政がともに政策決定する協働の理念を達成出来るよう、総合事務所の権能を強化し、今以上に市民に信頼される仕組みとする。</p> <p>これから先各区で地域計画が策定され独自予算が組まれるとして、それは地域協議会を核とした住民自治組織だけの力ではなかなか難しい。行政スキルを持つ総合事務所の力がどうしても必要になる。すべての総合事務所において地域自治・住民自治を支える権能を強化する検討を行わなくてはならない。</p> <p>(総合事務所の2つの権能への理解と充実を図る)</p> <p>総合事務所には、「地域自治・住民自治の行政側の最前線」と「住民サービスの拠点」という二つの権能がある。その権能のあり方を、行政内、総合事務所内、さらには地域住民に理解してもらえよう努めなくてはならない。その上でそれぞれの充実をめざす。</p>	<p>【現在の取組等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域独自の予算事業については、地域課題の解決と地域の活性化に資する地域の実情に合った取組を実現するための取組を提案いただくものであり、地域計画がなければ予算編成できないものではない。 <p>【今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合事務所とまちづくりセンターの今後の在り方については、地域自治推進プロジェクトの下、地域自治の仕組みの強化に向けて地域の団体等へのヒアリングや意見交換等を通じ、検討していく。 	<p>対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域協議会等の他の検討項目の在り方に応じて必要な体制を整えていくこととしているが、まずは地域の団体等とかがかわる機会を十分に確保するとともに、地域課題の解決に向けて適切な支援を行うことができるよう、集落づくり推進員の配置を拡充することを考えている。
<p>(総合事務所長の権能強化)</p> <p>総合事務所長の権能を強化する事。</p> <p>地域の方向性を定め、独自の地域計画及び独自予算を立てて自主自立を図る事を前提に考えると、地域協議会での集約を経たうえでの立案化、予算建、執行を行うにあたって、現在の総合事務所長の権能を大幅に強化する必要がある。</p> <p>地域、住民、自治組織、地域協議会等の声を聞き、行政側の最前線としての的確な判断とスピード感のある対応が求められ、それに必要な権能を付与する。</p>	<p>【現在の取組等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域独自の予算事業では、地域の団体等からの提案のほか、総合事務所とまちづくりセンターによる立案も可能であるとともに、木田庁舎各課と同様、地域自治区内の取組を総合事務所として予算要求できる仕組みとしている。 <p>【今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合事務所とまちづくりセンターの今後の在り方については、地域自治推進プロジェクトの下、地域自治の仕組みの強化に向けて地域の団体等へのヒアリングや意見交換等を通じ、検討していく。 	<p>対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域課題の解決と地域の活性化に資する地域の実情に合った取組を実現するため、地域の団体や地域協議会と総合事務所等と一緒に話合い、企画、実行する仕組みとして令和6年度から地域独自の予算事業を導入した。 ・総合事務所等の在り方については、地域協議会等の他の検討項目の在り方に応じて必要な機能と体制を検討する。

提言内容	取組状況等		
	令和5年7月4日時点 【総務常任委員会所管事務調査資料】	令和7年3月時点	
	地域自治推進プロジェクトでの検討状況	内容	
3-3 すべての総合事務所において地域自治・住民自治を支える権能を強化する事			
<p>(職員体制の最適化・職員能力の向上)</p> <p>今以上に地域に寄り添い、住民に信頼される職員を育み、能力を高めていく事が組織最適化につながる。</p> <p>適正な職員の数を確保するとともに、様々な住民組織を繋ぐ要としての役割を果たすため、職員が区の実情を熟知できるノウハウの確立、ファシリテーション力や計画策定・予算化する力などさまざまなスキルの向上が求められる。</p>	<p>【現在の取組等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4次定員管理計画に基づき、必要な職員数を計画的に確保している。 ・地域自治に係る職員研修や担当者会議の実施により必要な知識を習得するとともに、地域独自の予算事業を活用した様々な取組に関して、地域の団体と総合事務所等の職員が一緒になって企画から実践まで取り組むことを通じて、双方の企画力や実行力の向上につながるよう取り組んでいる。 <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合事務所とまちづくりセンターの今後の在り方については、地域自治推進プロジェクトの下、地域自治の仕組みの強化に向けて地域の団体等へのヒアリングや意見交換等を通じ、検討していく。 ・令和5年2月に作成した「上越市人事改革の方針」において、目指す方向性の一つに「地域を知り市民と共に考え行動する職員」を掲げ、職員研修等による人材育成等を進めていくこととしている。具体的な取組として、能力開発研修の拡充や公務外での地域活動の推奨等を実施していく。 	<p>対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人事改革の方針に基づいた職員研修等の受講のほか、地域自治に係る職員として、様々な立場や価値観等からなる住民との間で話し合いを円滑かつ効果的に進めるためのファシリテーション研修や持続可能な地区別まちづくりに係る地元関係図の活用手法の共有に向けた研修などを受講し、スキル向上を図っている。
<p>(自治の担い手の育成)</p> <p>総合事務所は、十分な予算と体制を用意し、地域協議会や住民組織等を育成、支援し、持続可能な地域をつくるための人材を育てていく事。</p> <p>行政の押しつけでなく自主自立のまちづくりのため、地域の課題を知り、自ら考え、自ら実行する力を持ち、行政と調整する能力を発揮できる人材を、自治区内外問わず発掘し育成していくのは、総合事務所の重要な役割と考える。</p>	<p>【現在の取組等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域自治に係る職員研修や担当者会議の実施により必要な知識を習得するとともに、地域独自の予算事業を活用した様々な取組に関して、地域の団体と総合事務所等の職員が一緒になって企画から実践まで取り組むことを通じて、双方の企画力や実行力の向上につながるよう取り組んでいる。 <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合事務所とまちづくりセンターの今後の在り方については、地域自治推進プロジェクトの下、地域自治の仕組みの強化に向けて地域の団体等へのヒアリングや意見交換等を通じ、検討していく。 	<p>対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域協議会等の他の検討項目の在り方に応じて必要な体制を整えていくこととしているが、まずは地域の団体等とかかわる機会を十分に確保するとともに、地域課題の解決に向けて適切な支援を行うことができるよう、集落づくり推進員の配置を拡充することを考えている。 ・住民組織に対して、それぞれの実情に応じて人材面、資金面の支援を行うとともに、専門的なアドバイスの提供や組織同士の連携促進、研修の実施等を通じて、住民組織の意識啓発と地域の担い手となるリーダー育成に併せて取り組んでいくことを考えている。